

特許法	判決年月日	令和7年8月27日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和6年(ネ)第10034号		
○ 発明の名称を「弾塑性履歴型ダンパ」とする発明に係る特許権の侵害訴訟において、被疑侵害品は特許発明の構成要件を文言上充足するとして、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の原因は理由があるとの中間判決がされた事例				

(事件類型) 損害賠償請求 (結論) 損害賠償請求の原因は理由がある。

(関連条文) 特許法70条1項、2項

(関連する権利番号等) 特許第5667716号

(原判決) 東京地方裁判所令和3年(ワ)第15964号

## 判 決 要 旨

### 1 事案の概要等

本件は、発明の名称を「弾塑性履歴型ダンパ」とする特許第5667716号の特許(本件特許)に係る特許権(本件特許権)を有する控訴人(1審原告)が、被控訴人(1審被告)に対し、被控訴人において製造、譲渡、輸入、輸出、譲渡の申出を行っている住宅(被告製品)の一部であるダンパ(被告Σ形ダンパ1～6)が本件特許の特許請求の範囲の請求項1、3、6、7、8、10に係る発明(本件各発明)の技術的範囲に属するとして、特許権侵害による損害賠償請求権として、民法709条に基づき、損害賠償を請求する事案である。

原審は、被告製品はいずれも本件各発明の技術的範囲に属しないとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

被控訴人は、本件特許につき特許無効審判を請求し、同請求事件において、控訴人は、本件特許の特許請求の範囲及び明細書を訂正する旨の訂正(本件訂正)を請求したところ、本件訂正を認め、無効審判請求を不成立等とする旨の審決がされた。これに対し、被控訴人は、当裁判所に審決取消訴訟を提起したが、棄却判決がされ確定したことによって、同審決は確定した。

同審決の確定を受け、控訴人は、当審において、被告製品が本件訂正による訂正後の特許請求の範囲の請求項1、7、8、10に係る発明(本件各訂正発明)の技術的範囲に属するとして、請求原因を変更した。

### 2 本判決の概要

本判決は、被告製品のうち、被告Σ形ダンパ5及び6が組み込まれた被告製品は本件各訂正発明の技術的範囲に属し、その余の被告製品は本件各訂正発明の技術的範囲に属しないから、被告Σ形ダンパ5及び6が組み込まれた被告製品による本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の原因(数额の点は除く。)は理由があり、その余は理由がないとした。その判断の要旨は次のとおりである。

(1) 「プレート」とは「金属板」を、「板」とは「金属や石などを薄く平たくしたもの」を、「一対」とは「二個で一組となること」を意味する。そうすると、「一対のプレート」とは、二個で一組となる金属を薄く平たくしたものであると認められる。

(2) 被告Σ形ダンパ1～4は、平行板部及びウェブ部の一端が垂直板部に溶接されており、垂直板部は、耐力パネルを構成する柱にボルトで固定されている。他方、平行板部及びウェブ部の他端は、耐力パネルを構成する鋼管（被告Σ形ダンパ1～3）又は溝形鋼（被告Σ形ダンパ4）に直接溶接されていることが認められる。垂直板部と鋼管又は溝形鋼が、二個で一組となる金属を薄く平たくしたものということはいできないから、被告Σ形ダンパ1～4は、「一対のプレート」を備えていると認められない。

被告Σ形ダンパ5を構成するウェブ部及び平行板部は、2枚の接続プレートに挟まれた形で配置され、ウェブ部及び平行板部の両端はそれぞれ接続プレートに直接溶接されているところ、2枚の接続プレートは、同じ形状の長方形の金属板であって、ウェブ部及び平行板部を挟む形で左右両側に配置されているから、これらが「一対のプレート」に該当すると認められる。

被告Σ形ダンパ6が用いられた耐力パネルにおいて、被告Σ形ダンパ6を構成するウェブ部及び平行板部は2枚の補剛材に挟まれた形で配置され、ウェブ部及び平行板部の両端はそれぞれ補剛材に直接溶接されていることが認められる。上記2枚の補剛材は、同じ形状の長方形の金属板であって、ウェブ部及び平行板部を挟む形で左右両側に配置されているから、これらが「一対のプレート」に該当する。

(3) 本件訂正明細書には、一対のプレートを備える構成を、一対のプレートのうち少なくとも一方を備えていない構成に置き換えることができるものであることが記載されているのであり、このことは、客観的、外形的にみて、一対のプレートのうち少なくとも一方を備えていない構成が、一対のプレートを備える構成を代替すると認識しながらあえて特許請求の範囲に記載しなかった旨を表示していたといえ、一対のプレートを備えていない構成である被告Σ形ダンパ1～4が、本件特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情が存すると認められる。したがって、被告Σ形ダンパ1～4は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして本件訂正発明1の技術的範囲に属するということはいできない。

以上